

ニナルノデアリマズ、ソレカラ市町村ノ配付税ノ申ノ臨時特別配付税、是ハ一億六千三百萬圓ト云フ數字ニ相成リマスガ、此ノ兩者ハ何レモ、戦災ニ依ル税ノ減收額ヲ標準額トシテ分與スル積リデアリマス、詰リ其ノ程度ハ大體ハ配付税ニ依ツテ補損ヲスル残り半分ハ是ハ一ツ戦災團體ノ經費ノ節約ナリ或ハ其ノ他ノ便法ニ依リマシテ半分ハ自分ニ始末ヲスル、半分ハ地方分與税ノ力ニ依ツテヤルト云フ程度デ適當デアラウト考ヘテ居ル次第デアリマス、而シテ此ノ方ハ只今相當ノ減收額ガアリマシテモ、團體ノ戦災復興ノ速度ニ依リマシテ、非常ニ早ク恢復スル所ト運ク恢復スル所トアラウト思ヒマス、其ノ運速ガオザイマスノデ、大陸滅收額ノ半分ヲ補損スルト云フ標準デ逐次金額ハ戰災復興ニ伴ヒマシテ此ノ方ハ、減少シテ行ク、過大ノモノガ渡ラヌヤウニ取計ラツテ行ク方針デゴザイマス

ルノハ當然デアリマシテ、ソレニ依リ
マンテ地方分與稅ノ現在ノ豫算額ヨリ
ハ逐次減少スルト云フ狀況ニ進ムベキ
モノ、斯ウ解釈シテ宜シウエザイマ
スカ

○國務大臣(大村清一君) 御尋不ノ第
一點デアリマスガ、配付稅額ノ百分ノ
五ヲ特別ノ事情ヲ斟酌シテ分與スルト
云フコトハズツト連年繼續致シマスケ
レドモ、併シ具體的ニ此ノ配付額ヲ受
ケル團體ハ年々異動ガアラウト思ヒマ
ス、特別ノ事情ガ存続シテ居レバ繼續
致シマスガ、其ノ特別ノ事情ガ推移シ
テ參リマスニ伴ヒマシテ、第一年ニ於
キマシテ▲甲ノ町村ガ此ノ分與ニ預ツ
テ居リマシテ、翌年ニナリマスレバ、
其ノ甲ノ町村ニハ交付シナイデ乙ノ町
村ニ移ツテ行クト云フヤウナコトハア
リ得ルコトデアリマスガ、併シ第三種
配付額ハ兔毛角モ配付稅ノ百分ノ五ノ
限度ニ於キマシテ、何レカノ團體ニ交
付スルト云フコトハズツト繼續スル豫
定デ居リマス、ソレカラ質問ノ第二點
デゴザイマスガ、御承知ノヤウニ配付
稅ハ年々ノ政府ノ稅收入ニ依ツテ異動
ガアルコトデアリマス、其ノ配付稅ノ
生ジテ來マス所ノ基本ノ稅ニ於キマシ
テ増減ガアリマスガ、御承知ノヤウニセガル
限リハ固定シテ居ル譯デアリマス、併
シ此ノ臨時特別配付稅及ビ府縣ノ第四
種類ニ付ギマシテハ先ニ申上ゲマシタ
茲ニ法律ニ規定シテアリマス所ノ當當
ノ割合ト云フモノハ法律ヲ改正セザル
テハ百分ノ二十以内、二十ト限定致シ
マセヌデ、二十以内ト致シテ居リマス
カラ、是ガ或ハ百分ノ十五ト云フ工合
デ宜イト云フコトニナリマスト、此ノ

方ノ割當ハ減リマス、サウナリマス
ト、其ノ殘リノ分ノ外ノ一種二種ノ方
ニ加算スルト云フヤウナ自動的ナ作用
ヲ致ス譯アリマス
○男爵松平外興齋君 ソレデアリマス
ト、結局當分ノ間ハ國ノ稅率ノ變化ガ
アラザル限り現在計上サレマシタ配付
稅總額ハ當分總額ニハ動カナイ、斯
ウ見テ宜シウゴザイマスカ
○國務大臣(大村清一君) 其ノ通リデ
アリマス
○委員長(男爵周布兼道君) 御質問願
ヒマス
○小山完吾君 府縣民稅ト云フモノ
ハ、サウスルト今迄ノ町村民稅ト兩五
共率ガ上ルト云フコトニナリマスト、
所謂人頭稅ノ掛ルモノト見テ宜シイノ
デゴザイマスカ
○國務大臣(大村清一君) 大キク申シ
マスレバ、人頭稅ノヤウナモノニア
マスガ、併シ實際ノ課稅ニ當リマシニ
ハ、各人ノ擔稅力ニ相應スルヤウナ課
稅ヲバ致シタイト云フヤウニ考ヘテ居
リマス、併シ實際ノ賦課ノ方法ト致シ
云フノガ適當デアラウト云フヤウニ考
ヘテ居リマス
○小山完吾君 サウスルト、ソレハ法
律施行ノ方針トシテ地方ニモ、ソレハ
ニ説明フシ、勸告モ致シ、又監督モ致
ス豫定デアリマス
○小山完吾君 私ハソレダケデアリ
マス

○長島銀藏君 私ハ所得税ノコトニ付テモウ一默當局ノ御意見ヲ伺ツテ見タリ
イト思フノデアリマスガ、大體大臣
ハ、中小工業ヲ是カラ段々復興サシ
テ行ク、行カナケレバナラナイト云フ
意味カラ、如何ニシタラ中小工業ガヤ
ツテ行ケルカ行ケナイカト云フ問題ニ影響
ガ非常ニ大キクナルト思ヒマスル
デ、舊法ト新法ニ依リマスル税額ヲ一
遍御計算願ヒマシテ、ソレヲ御示シ御
ツタ上デ検討シテ見タイト考ヘテ居リ
マスルシ、皆様トモ御相談シテ見タ
トモ思ツテ居ルノデアリマス、此ノ點
政府當局ニ御願ヒシタイト思ヒマス
ガ、如何アリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 事業所得者
ノ昭和二十年分ノ所得税ノ負擔ト、今
度御審議ヲ願ヒマシタ法案案が通過致
マシテ昭和二十一年分ノ所得税ノ負
擔、之ヲ比較致シテ見マスト、妻及子
三人ノ事業所得者ニ於キマシテハ、三
千圓ノ場合ニハ昭和二十年ニハ四百五
十圓ノ税負擔ニナリマスガ、昭和二十
一年ニハ百六十二圓ニ相成リマス、
五千圓ノ場合ニハ二十年ノ千三十圓ガ
二十一ノ年ノ六百六十二圓ニナリマス、
八千四ノ場合ニハ三千百十圓ガ千四百
十二圓ニ減ズル、斯ウ云フ状況テアル
ノデアリマス

○長島銀藏君 今主税局長ノ御話ハ非
常ニ少額ニ失シマシテ、了解ニ苦シム
譯ナシデスガ、扶養家族ヲ除イタ税
額デ、例へバ事業所得ノ場合ニハ營業
附加税ト云フヤウナモノヲ加算シテ戦
キマシテ、サウシテ一昨日ノヤウニ
萬圓カラ三十萬圓迄、ソレカラ願ヘレバ

百萬圓迄ノ計算ヲ飛び、デ結構デゴ
ザイマスガ、分類所得ト綜合所得ト營
業税、同シク營業附加税、之ヲ「ブラン
ス」シタ合計額ヲ舊法ト新法ニ依ルモ
ノヲ出シテ戴キタイト思ヒマス
○政府委員(池田男人君) 御話ガ中小
商工業者ト云フ前提デアリ、シタノ
デ、三千圓、五千圓、八千圓ノ場合ニ
付テ申上ゲタノデゴザイマス、事業所
得ハ大體二三千圓程度ガ全國平均ニナ
シテ居リマス、一萬圓以上ノ事業所得者
ハ、臨時利得税モカ、リマンシテ相當ノ
モノデアリマスルガ、極ク少ク、日本
ノ事業所得、即チ營業所得ト致シマシ
テハ、三千圓、五千圓位ガ中以上ニ相
成ツテ居ルヤウナ狀況デゴザイマス、
一萬圓以上ト申シマスト是ハ大所得者
ニ相成ツテシマッテ、事業所得百萬
圓、五十萬圓ト云フノハ全國ニ五人ノ
指モ折レナイ、斯ウ云フ狀況デアルノ
スガ、二萬圓デ申シマスルト、是ハ獨
身者ノ、家族ヲ抜キニシタ數字デ申上
ゲマセウ、二萬圓デ申シマスルト、昨
年度、昭和二十年度ハ七千九百二十六
圓、今年度ハ八千四百五十圓……

○長島銀藏君 二萬圓デゴザイマスカ
○政府委員(池田男人君) サウダアリ
マス、五萬圓デ申シマスト、二十年ガ
二萬六千二百二十六圓、二十一年ガ三
萬四百五十圓、十萬圓デ申シマスト、
二十年ガ六萬一千九百二十六圓、二十
一年分ガ七萬四百五十圓、二十萬圓ガ
十四萬九百二十六圓、二十一年分ガ十
五萬五千四百五十圓、而シテ營業稅ノ
附加稅ハ昭和二十年分ニ付キマシテ
ハ、所得額ノ百分ノ八方掛カツテ居

リマス、昭和二十一年分ハ所得額ノ百
分ノ十五ガ課稅ニ相成ルコトニナリマ
ス、而シテ營業稅以外ニ昭和二十年分
ニ付キマシテハ、別途臨時利得稅ガ課
カルコトニナリマス、臨時利得稅ノ計
算ハ、平均利益方各人ニ依ツチ達ツテ
居リマスルノデ、階級別ニ負擔稅額ヲ
申上ゲル譯ニハ參リマセヌ

○長島銀藏君 只今御示シ願ツタ分
ハ、モウ少シ後ニ又質問致スコトニ致
シマシテ、政府モ非常ニ御忙シヤウ
デアリマスカラ、各逐條審議ト云フ意
味ニ於キマシテ、氣ノ付イタ所ダケ質
疑シテ見タイト思ヒマス、私ノ聞イタ
範圍ニ依リマスト、「アルゼンチンア
タリデハ、殆ド所得稅ヲ取ツテ居ラナ
イサウデアリマス、ソレデ國家ガ必要
ノモノヲ施設ヲスルト、サウ云フ方面
ノ支出ニ對シテハ何ヲ以テ引キ當テル
カト言ヒマスト、國民ノ寄附デアルサ
イサウデアリマス、ソレデ寄附ノ財源ハド
ウ云フ所ニアルカト言ヒマスト、富翁
式ノモノヲ主トシテ取扱ヒマシテ、富
饑デ賞金ガ當選致シマスト、賞金ヨ半
分持ツテ行ツテ寄附シテケレナイカト
云フ申込ヲスルサウデアリマスガ、當
ツタ畿ダカラ卓シニテ之ヲ寄附スル、サ
ウ云フコトニ依ツテ國家ノ色々ノ施設
ガ非常ニ立派ナモノニナツテ行クト云
フ御話デアリマス、我ガ國ニ於キマシ
テハ、斯ウ云ソコトガ今行ハレテ居リ
マセヌノデ、無論租稅ト云フモノガ收
入ノ對象トナル譯デアリマスガ、私ハ此
ノ中酒デゴザイマスガ、酒ハ國民
ノ嗜好物デアリマスカラシテ、比較的
稅ガ取り易イト云フコトデ、増稅ノ率
ガ出來タ譯デアリマスガ、私ハ此ノ
「アルゼンチン」ノ方法ヲ考ヘテ見マス
ト、澤山稅收入ヲ得ル爲ニ、モット國

家ハ合成酒デモ何デモ構ヒヤマセカラ
多量ニ造シテ、國民ニフンダンニ飲マ
シテヤツテ貰ヒ、サウシテ澤山ノ稅ナ
取ツテ行ク、喜ンテ納稅ノ出來ルト云
フヤウナ方法ニ付テ御考慮ニ預リタ
イ、斯ツ考ヘ居ル譯アリマス、ソ
レカラ現在織物消費稅ノ案ニ出テ居
マスルモノハ、四十バーセントト
ソレカラ「バーセント」ニナツテ居
ヤウデアリマスルガ、是ハ中間ヲ取ツ
テ三十「バーセント」ノ一本ニシテ載ス
ト云フヤウナ方法ハドウカト考ヘテ居
リマス、何故カト申シマスルノニ、本
綿ト、「スフ」地ノ織物ニ對シテハ斯
云フ考ヘ方持ツテ居リマス、「スフ」
ヲ作リマスノニハ「バルブ」ダケデハ絶
對ニイケマセヌ、「バルブ」ノ中ヘ織機
ヲ、詰リ、木綿ヲ更ニ入レマシテ、ソ
レヲ二硫化炭素ニ處理致シマシテ、始
メテ「スフ」ニナリマス、其ノ「スフ」ニ
出來タモノヲ其儘織物ニシマスト、開
クテモウ非常ニ不經濟ナモノデアリマ
スルカラ、更ニ是ヘ木綿ヲ加ヘマス、
サウシテ殆ド是ノ耐久力ト云フモノ
ハ、木綿ノ如何分ノ一カニ落シテ居
拘ラズ、木綿ダケデ使ヘバ相當耐久力
ノアル此ノ材料ヲ「スフ」ノ中へ混入マ
シテ、而モ三分ノ一トカ、四分ノ一ト
カ云フヤウナ耐久力ノ弱イモノニシテ
織物ニ使ハナキヤナラナイ、非常ニ不
經濟ナルモノデアリマスルガ、中國
アタリヘモ日本カラ「スフ」ノ織物ヲ
當送リマシタガ、中國人ハ一遍カ二度洗
濯ヲシテコソナ弱イモノハ到底買フコ
トハ出來ナイノダト云テサツバリ中
國ニハ「スフ」ノ織物ハ賣レナイト云フ
話ヲ聞イテ居リマスルガ、純綿ト「ス
フ」入リノモノハ自然淘汰ニ依ツテ當
然需要ハ少クナルト云フヤウニ考ヘラ

レマスルカラ、之ヲ特ニ税率ヲ低クスル事
必要そ私ハナイヤウニ思ヒマスノデ、
他ノ織物・木綿類、或ハ「ズフ」入リノ
物トヲ仕分ケズニ三十「ペーセント」
ラ三十「ペーセント」一本デ行ツテ貰ゲテ
ト云フコトノ方ガ宜イノデヤナカト
考ヘマス、ソレカラ物品税ニ中ニ第二
種甲類ノ十四ニ乗用自動車ヲ課ゲテ
リマスルガ、乗用自動車ハ「ダイブ
イダー」トカ、其ノ他ノ「ビジネス」
材料ト同ジヤウナ見解ノ下ニ之ヲ「内蔵
ニ一ツ格下グシテ戴ク、乗用自動車
ガ賛澤品デアルト云フヤウナ考ヘ方トハ
ドウモ現在ノヤウナ文明時代ニ於キ
シテハ、如何ニモドウモラカシウゴ
イマス、自動車ヲ賛澤品ト思フコトハ
謂ハバ國辱ミタイン感ジガ致シマスル
ノデ、此ノ際當局ノ御意見ヲ伺ヒタイ
ト思ヒマス、ソレカラ遊興飲食稅デアリ
マスルガ、遊興飲食稅ハ其ノ支拂金額
ニ依リマンシテ色々ナ差ガ附イテ居リ
スルガ、是モ二割トカ、三割トカ、四
割トカ云フ、詰リ一本ニヤツテ戴イタ
方ガ却テ簡単デハナイカトスウ考ヘテ
居リマス、大體物品稅其ノ他ニ付キ
シテハ、此ノ程度ノ質問ニ止メテ置キ
タイト思ヒマス

ハマシテ「タイプライタ」等ト一緒ニ
取扱フコトハ是ハ不適當ト考ヘテ居リ
マク、次ニ遊興飲食税ノ税率ヲ非常ニ
細カク分ケアルヂヤナイカ、斯ウ云
フ御話アリマスルガ、三月九日ノ緊
急勅令ニ依リマシテ、簡単ナ税率ニ引
直シテ居リマス

○長島銀藏君 私ハノ政府ノ御説明デ
ハ非常ニ不満ノ感ジヲ持ツテ居リマ
ス、何故ナラバ、食糧ヲ「アルコール」
ニ變ヘルト云フヤウナ舊式ナコトヲ
ヘテ總テノコトヲ決メテ居ラレルヤウ
デアリマスルガ、「アルコール」ノ資源
ト云フモノハ、穀物ヲ「アルコール」ニ
シナクテモ幾ラデモアル譯デアリマ
ス、例ヘバ「フーツシャー」法ニ依ツテ
木材ノ挽キ粉ヲ醸酵致シマスレバ、是
モ「アルコール」ニナリマス、其ノ他鹽
富ナ電気ヲ利用シマシテ、木炭ト石灰
デ「カーバイト」ヲ造リマシテ、其ノ「カーバ
イト」カラ「アルコール」ニ合成シ
テ行キマスレバ、「エチール」デモ「メ
チール」デモ、サウ云フヤウナモノガ
出来マスカラ、サウ云フモノヲモウ少
シ研究致シマスレバ、是ハモウ「アル
コール」ノ原料等ハ無制限、幾ラデモ
アル、私ハ斯ウ云フ見解ヲ持ツテ居リ
マスノデ、穀物ヲ醸酵シテ「アルコー
ル」ヲ造ルト云フヤウナ、一方のナ御
老デナク、此ノ際モウ少シ掘下ゲタ研
究ヲシテ戴キマシテ、サウ云フモノデ
我々國民ノ需要ヲ満ス、斯ウ云フコト
ヲ御願ヒシテ居ルノデアリマシテ、今
ノ穀物ヲ直チニ振替ヘラレナイカラ、
事情ガ許サナイノダト云フ程度ノ簡單
ナ御説明デハ私ハ納得ガ行キマセヌ、
殊ニ「アルコール」ガ非常ニ不足ノ
爲ニ、勞働階級ノ人ハ、非常ナ鬱ノモ
ノヲ買ツテ居リマシテ、闇ノ價格ハ

現在日本酒一級ガ三百五十圓、威ニ依レバ四百圓モシテ居ルサウデアリマス、斯ウ六フヤウナ非常ニ澤山ノ人方要求シテ居ルニモ拘ラズ、閣ノ相場ヲ知ヅテ居ラレルカ、知ヅテ居ラレナイカハ別問題ト致シマスルガ、其ノ需要ラ満シテヤル、同時ニ澤山ノ收稅ラシテ來ルノダト云フコトガ民意ニ副ツテ居ハコトデハナイカ、斯ウ私ハ考ヘマスカラ、尙一層ノ御研究ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ自動車ノ稅金ニアリマスルガ之ヲ丙類ニ直スト云ニコトハ、日本ノ現状デハ不適當ダト云フ御考アリマスルガ、ソレハ主税局長ノ御考ヘニナツテ居ルコトガ不適當ダト思フカ知レマセヌガ、私等は是ハ丙類ニ當然下ダテ貰ツテ適當ダラウ、斯ウ思フノデスガ、適當カ不適當カハ、ソコハ見解ノ相違アリマス

○政府委員(池田勇人君)「アルコールノ問題ハ税法ト少シ縣ヶ離レテシマツタヤウナ感ガザイマスルガ、アルコールノ稅金ニアリマスルガ之ヲ丙類ニ直スト云ニコトハ、日本ノ現状デハ不適當ダト云フ御考アリマスルガ、ソレハ主税局長ノ御考ヘニナツテ居ルコトガ不適當ダト思フカ知レマセヌガ、私等は是ハ丙類ニ當然下ダテ貰ツテ適當ダラウ、斯ウ思フノデスガ、適當カ不適當カハ、ソコハ見解ノ相違アリマス

○長島銀藏君 只今「アルコール」ノ問題ハ税法ト少シ縣ヶ離レテシマツタヤウナ感ガザイマスルガ、アルコールノ稅金ニアリマスルガ之ヲ丙類ニ直スト云ニコトハ、日本ノ現状デハ不適當ダト云フ御考アリマスルガ、ソレハ主税局長ノ御考ヘニナツテ居ルコトガ不適當ダト思フカ知レマセヌガ、私等は是ハ丙類ニ當然下ダテ貰ツテ適當ダラウ、斯ウ思フノデスガ、適當カ不適當カハ、ソコハ見解ノ相違アリマス

○長島銀藏君 只今「アルコール」ノ問題ハ税法ト少シ縣ヶ離レテシマツタヤウナ感ガザイマスルガ、アルコールノ稅金ニアリマスルガ之ヲ丙類ニ直スト云ニコトハ、日本ノ現状デハ不適當ダト云フ御考アリマスルガ、ソレハ主税局長ノ御考ヘニナツテ居ルコトガ不適當ダト思フカ知レマセヌガ、私等は是ハ丙類ニ當然下ダテ貰ツテ適當ダラウ、斯ウ思フノデスガ、適當カ不適當カハ、ソコハ見解ノ相違アリマス

○長島銀藏君 只今「アルコール」ノ問題ハ税法ト少シ縣ヶ離レテシマツタヤウナ感ガザイマスルガ、アルコールノ稅金ニアリマスルガ之ヲ丙類ニ直スト云ニコトハ、日本ノ現状デハ不適當ダト云フ御考アリマスルガ、ソレハ主税局長ノ御考ヘニナツテ居ルコトガ不適當ダト思フカ知レマセヌガ、私等は是ハ丙類ニ當然下ダテ貰ツテ適當ダラウ、斯ウ思フノデスガ、適當カ不適當カハ、ソコハ見解ノ相違アリマス

○長島銀藏君 只今「アルコール」ノ問題ハ税法ト少シ縣ヶ離レテシマツタヤウナ感ガザイマスルガ、アルコールノ稅金ニアリマスルガ之ヲ丙類ニ直スト云ニコトハ、日本ノ現状デハ不適當ダト云フ御考アリマスルガ、ソレハ主税局長ノ御考ヘニナツテ居ルコトガ不適當ダト思フカ知レマセヌガ、私等は是ハ丙類ニ當然下ダテ貰ツテ適當ダラウ、斯ウ思フノデスガ、適當カ不適當カハ、ソコハ見解ノ相違アリマス

○政府委員(池田勇人君) 御話ノ通り
デゴザイマスガ、最後ニ仰シャヤイマシ
タ勤労所得税ニ付テハ、総合、分類ヲ
改革スルカモ知レナイ、斯ウ云フコト
ナンデゴザイマスネ、サウダトハ恩ヒ
マスケレドモ、其ノ點ヲハツキリト一
次第デゴザイマス
○子爵梅澤通虎君 今ノ御話デ、現在
ノ一萬圓乃至一萬五千圓位ノ收入者ノ
綜合所得税ハ來年度課稅サレルノデア
ルカラ、來年度ノ所謂物價情勢トカ經
濟情勢トカ云フモノノ勘案致シテ、更
ニ其ノ時ニ考究スルト云フ風ナ御話ハ
詰リ來年ノ情勢ニ依ツテハ、或ハ此ノ
一萬圓ノ免稅點ヲ一萬五千圓ニスルカ
モ知レナイ、或ハ又根本的ニ綜合所得
稅ト分類所得税トノ今迄ノヤリ方ニ付
テ、殊ニ勤労所得ノ方ニ付テハ稅制ヲ
除デ而モ綜合ノ方ハ向フデハ賦課課稅
ト言ヒマスカ、ソレガ五百ドル「カラ
始ツテ居ル、「イギリス」ハ二千「ボン
ド」カラ始ツテ居リマス、我ガ國ハ一
萬圓、勤勞所得者ノ俸給ヲ上ゲタカ
ラ、免稅點ヲ上ゲル、殊ニ綜合所得稅
ノ免稅點ヲ上ゲルト云フコトヨリモ、
先づ第一ニ其ノ一万五千圓ノ勤勞者ハ
分類、綜合ヲ併セテ幾ラノ負擔ニナル
カ、コハカラ考ヘテ行カナケレバ嘘ダ
ト思フノデゴザイマス、來年ノ稅制改
正ニ當リマシテ、免稅點ヲ一萬圓ニス
ルカ、或ハ分類所得稅制度ヲドウ云フ
風ニスルカニ依リマシテ、是カラ五千
圓ニ下ルカ、是ハ各稅ノ稅率ヲ見テカ
ラ後ニ考ヘルベキ問題ダト思ツテ居ル
ト思フノデゴザイマス

○子爵梅溪通虎君 唯私ガ勤勞所得ニ付テ時ニ申上ダタノハ、先程モ主税局長カラモ御話ノ中ニアツタト思ヒマスガ、丁度此前前川サンノ御引キニナリマシタヤウニ、勤勞所得者ノ所得ハ、丁度日本手拭ノヤウナモノデ、事業所得者ノ所得ヘ西洋手拭ヂヤナイカト私ハ思フノデアリマシテ、勤勞所得者、同ジ收入デアツテモ、其ノ合ミト云フ風ナモノハ、私ハ勤勞所得者ノ方ガ無イノヂヤナイカト云フ風ナ點ヲ考ヘテ、其ノ點ハ幾分勤勞所得者ト其ノ他ノ所得者トノ間テ何等カノ差異ト申シマスカ、見方ノ違ヒガアツテモ宜イノデハナイカト、斯ワ恩ツテ居リマス、是ハ私ノ考デアリマス、ソレカラモウーツ矢張リ勤勞所得ニ闘スルコトデアリマスケレドモ、今度所謂軍需補償ノ打切り等失業者ガ相當出ルコトハモウ必至ト思フノデゴザイマスガ、其ノ場合ニ軍需補償ノ打切りト云フヤウナコトデ出マシタ勤勞所得者ノ失業者デゴザイマスガ、サウ云ツタノノ來年度ノ綜合所得稅ニ付テハ、何カ減免ト云フ風ナコトニ付テ御考慮ヲ御拂ヒニナリマスカ、或ハ將來出來ル綜合所得稅ノ改正ノ時ニ御考ニナルノデゴザイマスカ、其ノ點ヲ承リタイト思ヒマス○政府委員(池田勇人君) 勤勞所得者ニハ舍ミガ少ナク、事業所得ニハ舍ミガ相當ニ豊富デハナイカ、斯ワ云フ御

失業シタラ綜合所得稅ハドウナル、斯
ウ云フ問題ハ、是ハ只今ノ稅法ノ建前
カラ申シマスト、綜合所得稅ハ翌年ニ
納メルコトニナツテ居リマスカラ、今
ノ建前デハ减免ト云フコトニ相成リマ
セヌ、唯先程申上ゲマシタヤウニ今後
ノ情勢ノ推移ニ依リマシテ、稅制ニ付
キマシテモ相當改正ヲ加ヘナケレバナ
リマセヌノデ、其ノ際考慮スベキ事項
トシテ問題ニ相成ルト思フノデゴザイ
マス

○井川忠雄君 稅額トシテハドノ位是
デ上ルノデアリマスカ
○政府委員(池田勇人君) 大體初年度
ニ於キマシテ六、七千萬圓、平年度デ
一億五千萬圓位ニ考ヘテ居リマス
○井川忠雄君 私斯ウ云フ非常時又
ハソレニ準ズルヤウナ時ニハ、租税ノ
衡平ノ原則ト云フコトモ尊バケレバ
ナリマセヌケレドモ、同時ニ便宜ノ原
則ト言ヒマスカ、サウ云フ點ヲ多分ニ
御考慮アシテ然ルベキダト思ノンデ
ザイマス、特ニ先程主税局長ノ御話ニ
依リマスト、只今稅務官吏ノ陣容ズハ
ナカヽヽ税ヲ捉ヘルコトガムヅカシイ
所ガ相當アルヤウヂザイマス、從ツ
テ斯ウ云アヤウニ比較的樂ニ納メラレ
マス部門、是ハ大衆課稅ニナル處モア
リマスケレドモ、同時ニ外ヘ出テ斯ウ
云フモノヲ食ベラレルヤウナ連中ハ、
相當所謂泡瀬ヲ擱ンデ居ル連中デハナ
イカト思ヒマス、眞面目ニ所得ヲ得テ
居ル連中ハ、サウ外ヘ行ツテ食ベラレ
ナイダラウト思ヒマス、斯ウ云フ方面
デ、寧ロ平衡ノ原則ヨリ便宜ノ原則ニ
從ハレテ、成ルベク多ク稅收ヲ圖ラレル
コトガ宜ノデヤナイカト思ヒマス、
從ツテ十圓ヲ一躍三十圓ニスルコトヲシ
ナイデ、其ノ下ノ方ノ十二圓ヲ十五圓
ニ、二十圓ヲ四十圓ニシタト云フ權衡
カラ考ヘマシテモ、是ハモノガ達ヒ
スケレドモ、十圓ヲ二十圓位ニ止メテ
置カレテ、然ルベキデハナイカト思ノ
ノデゴザイマスガ、如何ナモノデセ
ウカ

ガ多イノデゴザイマシテ、取締ニモ相當手ヲ焼イテ居ル次第ゴザイマス、
從クテ只今ハ飲食料金ノ最高價格ハ三
十圓ト云フコトニ相成ツテ居リマス、
三十圓ニ相成リマスト、モウ公ニソ
レ以上ノ飲食ガナイ譯ナンデゴザイマ
シテ、收入ガ皆無ニナルノデハナイン
カ、斯ウ云ノヤウニ考ヘラレマス、併
シ此ノ遊興飲食税ノ收入ニ付キマシテ
ハ非常に變ツテ参リマス、政府ノ物價
政策ニ依リマシテ、ソレカラ又料理店
ヲ如何ニ取扱フカニ依リマシテ非常ニ
變ツテ参リマス、私ハ此處デハツキリ
申上ダラレマセヌガ、今年度或ハ來年
度モ三十圓ノ最高價格デ飲食料金ガ止
マルカドウカ、此ノ點ニ付テ疑問ヲ持
ツテ居リマス、若シ是ガ上ニ上ルト云
フコトニナリマスレバ、各料理店全部
ヲ上ニ上ゲルカ、或ハ料理店ヲ指定
シテ最高三十圓迄、此ノ料理店ハ最高
七十圓迄、斯ウ云ノ風ニ相成ツテ來ル
ノデハナイカ、斯ウ云フコトモ考ヘラ
レマス、各般ノ事情ヲ綜合致シマシテ
二十圓ガ宜イカ、三十圓ガ宜イカト云
フコトニ付テハ、餘程議論ガアルト考
ヘテ居リマスガ、衆議院ハ三十圓ガ適
當デアル、斯ウ云フ風ニセラレタヤウ
ザアリマス

○委員長(男爵周布兼道君) 井川委
員、御質問ハマダゴザイマスカ
○井川忠雄君 モウ宜シウゴザイマス
問ゴザイマセヌカ、速記ヲ止メテ
午後二時二十分速記中止

午後二時四十六分速記開始

○委員長(男爵周布兼道君) 速記ヲ始
メテ、大體御質疑ハ終了シタモノト認
メマシテ、是ヨリ討論ニ移リタイト存

ジマスガ、御異議ゴザイマセヌカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○委員長(男爵周布兼道君) 御異議ナ
イト認メマシテ討論ニ移リマス、三案
ヲ一括シテ議題ト致シマス、討論ノ御
發言ハゴザイマセヌカ、御發言ガナケ
レバ採決ニ入りマス、「所得稅法の一
部を改正する等の法律案」「臨時租稅
措置法を改正する法律案」「地方稅法
及び地方分與稅法の一部を改正する法
律案」此ノ三案ヲ一括致シマシテ採
決ニ移リマス、原案ニ賛成ノ諸君ノ起
立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○委員長(男爵周布兼道君)全員一致ト
認メマス、三案ハ原案通り全會一致ヲ
以テ可決致シマシタ、是ニテ本委員會
ハ散會ヲ致シマス

午後二時四十八分散會

出席者左ノ如シ

委員長 男爵周布 兼道君
副委員長 子爵綾小路 謹君
委員 侯爵西郷吉之助君
侯爵鍋島 直泰君
伯爵奥平 昌恭君
子爵梅溪 通虎君
中田 嘉君

男爵松平 外與麿君
男爵岡 俊二君
男爵水谷川 忠麿君
基連君
英雄君
國松君
完音君
圓平君
塩田
黒田
松尾
小山
長島
徳田
井川
忠雄君
昂平君
銀藏君

子爵七條 光明君	名取 和作君
國務大臣	内務大臣 大村 清一君
政府委員	内務事務官 萩田 勇人君
同	大藏事務官 池田 保君
	前尾繁三郎君